

5.20 龜戸駅ストへの警察導入は 明らかに不当労働行為

動労千葉 申 第25号
1988年5月25日

東日本旅客鉄道株式会社
千葉支社長 若林秀喬 殿

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 中野洋

申入書

動労千葉は、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社が、1988年4月4～6日に強行した不当処分、強制配転、および、河野車務課長以下運転関係職制が強行した、動労千葉からの脱退強要などの、不当労働行為等に対して、4月11日に「動労千葉申第19号」、4月23日に「同21号」を発出し、団体交渉による誠意ある解決を求めた。

しかるに、千葉支社は、文書回答すらしない極めて不誠実な対応に終始した。

従って、動労千葉は、4月29日、第14回臨時大会を開催し、スト権を確立し、5月2日、労働省および中央労働委員会に対して、労働関係調整法第37条に基づく事前通知を行い、5月6日、「動労千葉申第23号」をもって、5月16日までの解決を申し入れた。

しかし、5月12日および16日の団体交渉においても、会社側のかたくなな対応により事態はなんら進展せず、動労千葉は、事前に文書による通告を行い、やむなく、5月18日の千葉駅5号売店を拠点とする時限ストライキを皮切りとする、長期波状ストライキに突入したところである。

以上のような手続を踏み、しかも、極めて整然と進行していた動労千葉のストライキに対し、千葉支社は、5月20日、亀戸駅ホー

ム・ミルクスタンドを拠点とする時限ストライキを破壊すべく、500名を超える制服、私服の警察官を導入してきた。

動労千葉は、このスト破壊攻撃をはねかえし、整然とストライキを貫徹した。

しかし、この会社の警察官導入は、明白な不当労働行為であり、断じて容認できない。

厳しく糾弾するとともに、次の通り申し入れるので、文書により回答されたい。

記

1. 5月20日、亀戸駅において、ストライキ対象者1名で、13時から1時間の時限ストライキという通告に対し、朝の段階から、機動隊をふくむ数百名の警察官を、ホーム、コンコースはもちろん、駅長事務室にまで配置・徘徊させた根拠は何か、明らかにされたい。

2. 5月20日の亀戸駅における不法・不当なスト破り行為について、文書による謝罪をするとともに、今後、かかる不当労働行為は絶対行わないことを明らかにされたい。

以上



5月20日、亀戸駅ホーム、コンコース、その周辺は、警察権力によって戒厳令下にあかれた



1988.5.27
No. 2823

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二五三五六・(公衆)〇四七二二二二七二〇七

国鉄千葉動力車労働組合

日刊
動労千葉